

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム巴の里 入居者重要事項説明書

社会福祉法人 東加茂福祉会
特別養護老人ホーム 巴の里

当施設で実施するサービスは介護保険の指定を受けております。
介護老人福祉施設 愛知県指定第 2376200206 号

当施設は、全室個室ユニットケア方式を導入した特別養護老人ホームです。ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

指定介護老人福祉施設サービス

当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3～5」と認定された方が対象となります。要介護 1，2の方でも特例入所の要件を満たす場合は入居が可能となります。

＊ ＊ 目 次 ＊ ＊

1	事業者
2	利用施設
3	利用施設であわせて実施する主な事業
4	事業の目的
5	運営の方針
6	規模及び構造
7	居室等の概要
8	職員の配置状況等
9	提供するサービスと利用料金
10	施設サービス計画について
11	サービス提供における事業者の義務
12	施設利用上の留意事項について
13	事故発生時の対応
14	緊急時等の対応
15	指定介護老人福祉施設を退居していただく場合
16	苦情の受付について
17	身元引受人について
18	第三者評価の実施状況について
19	ハラスメント対策
別紙	サービス利用料金表

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東加茂福祉会
(2) 法人所在地 愛知県豊田市岩神町仲田 38 番地 5
(3) 電話番号 0565 - 61 - 2002
(4) 代表者氏名 理事長 早川 富博
(5) 設立年月日 平成 14 年 7 月 30 日

2 利用施設

- (1) 施設種別 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
(2) 施設名称 特別養護老人ホーム 巴の里
(3) 施設所在地 豊田市岩神町仲田 38 番地 5
(4) 電話番号 0565 - 61 - 2002
(5) FAX 番号 0565 - 62 - 2003
(6) 施設長名 渡邊 守
(7) 開設年月日 平成 16 年 3 月 21 日
(8) 設置・経営主体 社会福祉法人 東加茂福祉会

3 利用施設であわせて実施する主な事業

事業の種類		事業所番号	利用定員
施設サービス	指定介護老人福祉施設	愛知県第 2376200206 号	80 人
居宅サービス	指定短期入所生活介護	愛知県第 2376200214 号	16 人

4 事業の目的

(1) 指定介護老人福祉施設

介護保険法令に従い、入居者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

5 運営の方針

個別性を重視し、その人らしさを大切に「寄り添うケア」を実践します。

(1) 介護サービスの向上

- ・より高度な介護技術の習得によって個人の尊厳を重視するケアと、確かな介護サービスの提供に努めます。
- ・離床を促進し、併せて入居者と職員との十分な意思疎通によって、快適な生活の場づくりに努めます。

(2) 入居者の権利擁護とプライバシーの保護

- ・認知症高齢者にも個人としての権利を守り、生活の自立支援を助け、穏やかに生活できるようなケアを提供します。
- ・判断能力の低下している入居者には地域権利擁護事業、成年後見人制度を利用して第三者が施設利用の契約を代行していただけるよう援助します。
- ・身体拘束を行わないケアを実践します。
- ・入居者との信頼関係の確保に努め、個人の尊厳を守ります。

(3) 入居者の安全と健康の確保

- ・居室は常に整理・整頓、危険個所の排除に心掛け、入居者の危険防止と安全の確保に努めます。
- ・防災訓練を定期的に実施し、非常時の避難体制の確立に努めます。
- ・環境衛生に留意して疾病の予防と早期発見に努めるとともに、定期健診等足助病院等提携医療機関との緊密な連携による万全な医療体制の確立に努めます。

(4) 地域社会の開かれた施設づくり

- ・地域に開かれた老人ホームを目指し、地域住民、関係機関等との積極的な交流を図ります。
- ・介護相談員の受け入れ、第三者委員による外部評価等により常にケアの向上に向けて自己評価する機会を持ちます。
- ・ボランティアをはじめ各種社会資源の積極的な活用を図ります。

(5) 福祉ニーズへの対応

- ・ショートステイ・デイサービス等の居宅介護支援事業にも積極的に取り組み、在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ・実習生の受け入れ、介護相談等による専門技術の還元に努めます。

(6) 職員の資質向上と効率的な施設運営

- ・各種教育の機会の積極的な活用と計画的な研修の実施により、職員の育成と資質向上に努めます。
- ・当施設の現状を認識し、合理的な経費の執行による効率的かつ円滑な運営に努めます。

6 規模及び構造

(1) 入居定員

特別養護老人ホーム (指定介護老人福祉施設) 80名
短期入所生活介護 併設利用型 16名
空床利用型 特別養護老人ホームの定員 80名以内

(2) 敷地面積 2,470 平方メートル

(3) 建物延面積 6,083 平方メートル

(4) 建物構造 鉄筋コンクリート造 6 階建
各階 2 ユニット (1 ユニット 12 室)

7 居室等の概要

(1) 概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備考
全室個室	96 室	基本 13.2 m ² ・部屋によりやや広さに差があります。 洗面台・クローゼット設置、短期入所分 16 室含む。
食堂・談話室 (兼用)	8 室	各ユニット 1 ヲ所
ラウンジ	5 室	各階 1 ヲ所。訪問者とゆったりくつろぐ事ができます。
浴 室	5 室	2 階一般浴室・機械浴室、3・4・5 階ユニット浴槽
トイレ (洋式)	24 室	各ユニット 3 ヲ所
介護ステーション	4 室	各階 1 ヲ所
医務室	1 室	1 階

(2) 利用居室等

利用される居室は全て、個室です。

心身の状況により、入居者やご家族と協議し決定します。

(3) 居室の変更

居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議の上決定するものとします。

8 職員の配置状況等

(1) 管理者 1 名（常勤兼務）

常勤にて専ら施設の職務に従事する管理者として施設長を置き、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1 名以上

入居者の健康状態を把握し、健康保持のための健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1 名以上

施設サービス計画に基づき、入居者が日常生活を営むことができるよう、常に入居者の心身の状態等を把握し入居者又はそのご家族に対し相談・援助業務にあたる。

(4) 看護職員 3 名以上

保健衛生に関する業務にあたるとともに、医師の指示により入居者の看護・健康管理にあたる。

(5) 介護職員 24 名以上

入居者の日常生活全般にわたる介護にあたるとともに、居室、浴室などの保清業務等を行う。

(6) 管理栄養士 1 名以上

食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行い、入居者の栄養並びに身体状況及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

(7) 機能訓練指導員 1 名以上

日常生活に必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行うとともに、医師等との連携を保つ。

(8) 介護支援専門員 1 名以上

入居者の心身の状況、本人やご家族の希望等に応じた施設サービス計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう各職員との連絡調整を行う。

(9) 事務職員 1 名以上

サービスにかかる費用等について必要な事務を行うとともに、庶務、会計等の事務全般にあたる。

(10) その他職員（必要に応じた数）

各業務の補助的役割、施設内の保守管理等にあたる。

＊ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の主な勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	月～金曜日 8：30～17：30
生活相談員	月～金曜日 8：30～17：30
看護職員	・早番 8：00～17：00 ・日勤 8：30～17：30 ・遅出 9：30～18：30
介護職員	・早出 7：00～16：00 ・日勤 8：30～17：30 ・遅出 12：00～21：00 ・夜勤 21：00～ 7：00
医師	内科 月曜日 10：00～12：00 金曜日 13：30～15：30 精神科 毎月第1・3月曜日 15：00～16：00

* 土・日・祝日は上記と異なります。

9 提供するサービスと利用料金

当施設では以下のサービスを提供いたします。

当施設が提供するサービスについては、

利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を負担いただく場合（介護給付とならない場合）があります。

（１） 介護保険の給付対象となるサービス（利用料金の一部が介護保険から給付される場合）

<サービスの概要>

① 基本的な生活環境の提供

洗面所、作り付けのクローゼットを備えた個室及び共用設備を利用いただくとともに、心身の状況に応じたベッド及び寝具類等の備品をご用意いたします。

② 食事

当施設では管理栄養士が栄養・嗜好を考慮しバランスのとれた食事を提供いたします。

尚主食（御飯・粥食）は毎食フロアにて炊飯いたします。

入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

また、心身の状況に応じて食事を介助いたします。

（食事時間）

朝食 8：00～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

③ 入浴

・入浴または清拭を週2回以上行い、それ以上の利用希望があれば可能な限り対応いたします
寝たきり等で座位のとれない方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

（入浴日）

一般浴槽 毎日利用できるような環境にあります。

特殊浴槽 毎日利用できるような環境にあります。

④ 排泄

・入居者の状況に応じて尊厳を重視し、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理に努めます。
- ・足助病院と併設しておりますが、足助病院受診を強制するものではありません。緊急等必要な場合は主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
- ・外部の医療機関に通院をする場合は、その介添えについてできるだけ配慮いたします。

⑥ その他自立への支援

- ・個人の生活リズムを大切にし、施設介護計画書に基づき、その人らしさを大切にした寄り添うケアを行います。
- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し清潔で快適な生活が送れるよう、援助いたします。
- ・シーツ交換は、週1回行います。

⑦ 相談及び援助

- ・入居者及びご家族等からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員 安藤 絵梨香

⑧ 社会生活上の便宜

- ・毎日の生活を心豊かに有意義に過ごしていただくために、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。また、入居者の希望や心身の状況を踏まえ外出の機会を提供します。
- ・レクリエーション行事…お祭、フロアでの季節の行事など。自宅訪問等があります。
- ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況により代行することができます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (利用料金の全額を負担していただく場合)

<サービスの概要>

① 居住費及び食事の負担

特定入所者介護サービス費が適用されます。所得に応じた補足給付が受けられます。

② 特別な食事

ご希望に基づいて特別な食事を提供できるように便宜を図ります。

例：献立外の希望食・栄養補助食品等・菓子・飲み物・酒類

③ 理美容

有料になりますが、理容師の出張による理美容サービスがご利用いただけます。(月数回)

④ その他の日常生活費

別紙の料金表を参照してください。

<サービス利用料金>

別紙の料金表に従ってお支払い下さい。

(サービス利用料金は、入居者の要介護度等に応じて異なります。)

当施設の介護保険の給付対象となるサービスについての利用料金は、厚生労働省基準の料金となっております。

(3) 利用料金のお支払い方法

① 指定介護老人福祉施設ご入居者

前記の料金・費用は、1 か月毎に計算し、ご請求いたしますので、請求月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：あいち豊田農協 各支店

イ. 管理を委任されている入居者の預金口座からの引き落とし

ウ. 窓口での現金支払（平日の月曜日から金曜日までの8時30分～17時30分）

(4) 医療の提供について

医療の提供にあたり必要に応じて協力医療機関等へ入居者の病歴等を共有させていただきます。ご希望により下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療や入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での優先的な診療や入院治療を義務づけるものでもありません。

① 嘱託医

内科医	金 山 朋 裕	(足助病院)	診察日： 月曜日
内科医	小 林 真 哉	(足助病院)	診察日： 金曜日
精神科医	渡 邊 周 一	(豊田厚生病院)	診察日： 毎月2回

② 協力医療機関

足助病院 豊田市岩神町仲田 20 番地

診療科目 内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・脳外科

③ 協力歯科医療機関

中野歯科医院 豊田市足助町西町 15

(5) 看取り介護体制について

看護師は夜間待機体制をとっており、24 時間連絡対応ができる体制をとっております。最後まで巴の里で過ごしたいと望まれる方につきましては、個人の尊厳を尊重し、本人及びご家族の同意の下に、足助病院と連携をして巴の里においても看取りができる体制を整えております。

10 施設サービス計画について

サービスの提供にあたり、担当介護員及び介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、入居者にご説明のうえ同意を頂きます。各職種が協同して定期的開催するケア会議への参加をお願いする場合があります。

施設サービス計画は、入居者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。この施設サービス計画に基づき介護福祉施設サービスを行います。

11 サービス提供における事業者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

(1) ご入居者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。

(2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。

(3) 入居者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行います。

(4) 入居者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、ご入居者からの聴取、確認をします。

- (5) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入居者に対して、定期的に防災訓練を行います。また、訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- (6) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管するとともに、入居者またはそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、被写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得た入居者またはご家族に関する事項を、正当な理由無く第三者に漏らしません。
ただし、医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の状況を提供させていただきます。

12 施設利用上の留意事項について

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保する為、下記の要綱をお守り下さい。

入居にあたり、下記の物は原則として持ちこむことができません。

ペット、居室に納まらない家具・物品等

(1) 面会

面会時間は原則自由ですが、できるだけ夜間 20:00 以降、早朝 10:00 以前はお避けいただきますようお願いいたします。

特別な事情がある場合は、職員に予め申し出てください。

※感染症等の流行時期等には別途条件を設けさせていただくこともあります。

(2) 外泊、外出

外出、外泊をされる場合は事前に申し出いただき、外出、外泊届けを提出していただきます。

但し、外泊につきましては、最長で月 6 日間とさせていただきます。

(3) 食事

外出や外泊等で食事が不要な場合は、早めに申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9・10 条参照）

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の目的に従って使用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当な代価をお支払い頂く場合があります。
- ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生上等の管理の必要があると認められる場合は、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分配慮を行います。
- ・ 自室での信仰は自由ですが当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

原則として当施設は禁煙となっております。

13 事故発生時の対応

- (1) 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、施設の責に帰すべからざる事故による場合は、この限りではありません。

14 緊急時等の対応

施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の変化等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な処置を講ずる他、救急車等での搬送により、医療機関での受診を行います。また、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

15 指定介護老人福祉施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくことになります。

ア 入居者が死亡した場合

イ 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援 1・2 及び要介護 1・2 と認定された場合。（ただし、要介護 1・2 と認定された場合においては、特例入所に該当する場合を除きます。）

ウ 事業者が解散した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

エ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

オ 入居者からの退居の申し出があった場合（詳細は以下（1）参照）

カ 事業者からの退居の申し出を行った場合（詳細は以下（2）参照）

（1）入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約期間中であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する 7 日前までに退居申出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 入居者が入院し、回復が困難な状態となられた場合
- ② 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③ 事業者が故意または過失により入居者の身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の入居者が入居者の身体、財産、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者の非協力など信頼関係を損壊する行為をなし、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意または重大な過失により事業者もしくは他の入居者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ④ 入居者が連続して 7 日以上病院に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
[検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合]

6 日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。

[7 日間以上 3 か月以内の入院の場合]

7 日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

ただし、契約を解除した場合であっても、概ね 3 か月以内に退院された場合あるいは巴の里での生活が可能な状態になられた場合には、再び当施設に優先的に入居できるよう努めます。また、当施設が満床の場合でも、短期入所生活介護を優先的に利用できるように努めます。

[3 か月以内の退院が見込まれない場合]

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、3 か月を待たずに契約を解除する場合があります。

ます。この場合には当施設に再び優先的に入居することはできません。

⑤ 入居者が他の介護保険施設に入居または入院した場合

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、ご希望により、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を速やかに行います。

- 適切な病院または介護保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介
- 行政機関等必要な手続きについての相談

16 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当 生活相談員 安藤 絵梨香
- 受付時間 毎日 8:30～17:30
- 担当者不在の場合 基本的事項についてはどの職員でも対応いたします。
また、苦情受付箱を玄関に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- | | |
|-----------------|---|
| ○豊田市福祉部介護保険課 | 豊田市西町3丁目60番地
電 話 0565-34-6634
FAX 0565-34-6034
(8:30～17:15) |
| ○愛知県国民健康保険団体連合会 | 名古屋市東区泉一丁目6-5
電 話 052-971-4165
FAX 052-962-8870
(9:00～17:00) |

17 身元引受人について

入居者の身元引受人を定めてください。ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

身元引受人は、入居者が契約内容を遵守することについて確約していただきます。入居者と事業者との間で問題が生じた際は、問題解決に積極的に協力していただきます。また、次の責任を負っていただきます。

- (1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、円滑な入院手続き及び入院中の洗濯、治療に必要なとする物品等入院機関が求めることに対応すること。
- (2) 契約終了後の入居者の適切な受け入れ先について、事業者と連携してその確保に努めること。
- (3) 入居者が亡くなられた場合のご遺体の引き取り及び遺留金品の処理、未払い利用料等について必要な措置を行うこと。

18 第三者評価の実施状況について

当施設では第三者評価は実施しておりません。

19 ハラスメント対策

適切な指定介護老人福祉施設の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(令和 8 年 4 月 1 日改訂)

令和 年 月 日

[指定介護老人福祉施設サービス]の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

＜説 明 者＞ 特別養護老人ホーム 巴の里
生活相談員 安藤 絵梨香

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、[指定介護老人福祉施設サービス]の提供開始に同意しました。

＜入居者＞ 住所

氏名 印

＜身元引受人＞ 住所

氏名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条および厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、入居申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

特別養護老人ホーム巴の里 利用料金表

別紙

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)																			(令和8年8月1日 現在)					
◎ 介護保険対象利用料金																			実費分					
介護度	サービス利用に係る基本単位	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	精神科医療養指導加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ(月)	褥瘡マネジメント加算Ⅱ(月)	生産性向上推進体制加算Ⅱ(月)	排泄つ支援加算Ⅰ(月)	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月)	生活機能向上連携加算Ⅱ(月)	協力医療機関連携加算(月)	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(月)	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ(月)	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1単位あたりの単価	負担段階	居住費に係る自己負担額	食費に係る自己負担額	1ヶ月(31日)当たりの利用料(単位:円)		
																						1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	670	46	4	8	5	18	12	20	13	10	10	50	100	50	10	5	136	10.68	1段階	880	300	66,631	173,716	203,766
																			2段階	880	390	69,421		
																			3段階①	1,370	680	93,601		
																			3段階②	1,370	1,420	116,541		
																			4段階	2,120	1,545	143,666		
要介護2	740	46	4	8	5	18	12	20	13	10	10	50	100	50	10	5	148	10.68	1段階	880	300	69,345	179,145	211,910
																			2段階	880	390	72,135		
																			3段階①	1,370	680	96,315		
																			3段階②	1,370	1,420	119,255		
																			4段階	2,120	1,545	146,380		
要介護3	815	46	4	8	5	18	12	20	13	10	10	50	100	50	10	5	161	10.68	1段階	880	300	72,258	182,957	218,636
																			2段階	880	390	75,048		
																			3段階①	1,370	680	99,228		
																			3段階②	1,370	1,420	122,168		
																			4段階	2,120	1,480	147,278		
要介護4	886	46	4	8	5	18	12	20	13	10	10	50	100	50	10	5	174	10.68	1段階	880	300	75,040	188,520	226,979
																			2段階	880	390	77,830		
																			3段階①	1,370	680	102,010		
																			3段階②	1,370	1,420	124,950		
																			4段階	2,120	1,480	150,060		
要介護5	955	46	4	8	5	18	12	20	13	10	10	50	100	50	10	5	186	10.68	1段階	880	300	77,721	193,883	235,024
																			2段階	880	390	80,511		
																			3段階①	1,370	680	104,691		
																			3段階②	1,370	1,420	127,631		
																			4段階	2,120	1,480	152,741		

※ 端数処理の関係で、実際の請求額と異なる場合があります。

※ 端数処理の関係で、実際の請求額と異なる場合があります。

☆食費・居住費の自己負担額

食費・居住費について、入居者は施設との契約にもとづく額を負担して頂きます。ただし、低所得者には負担限度額が設けられており、限度額を超えた分は補足給付として支給されます。

区分	対象者	預貯金等の合計基準額
第1段階	●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者 等	単身1,000万円 夫婦2,000万円
第2段階	●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が80万円/年以下	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①	●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が80万円超120万円/年 以下	単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が120万円/年超	単身500万円、夫婦1,500万円
第4段階	上記以外の方	

【その他の日常生活費】

電気料金(テレビ、電気ポット、冷蔵庫等)	20円(1日)～
理美容代	実費(カット1,000円、顔そり500円)
新聞、趣味、クラブ等にかかる費用	実費(材料費等)
外出にかかる費用(交通手段等)	実費(送迎等にかかる費用)
「いきいき通販」等による買い物(おやつ、日用品等)	実費

【介護保険以外の自己負担】

- ☆事務管理費用及び通帳、小口現金等の金銭管理費として1日50円、ご負担していただきます。
- ☆家族会費として、1月500円にご負担していただきます。(家族会費は入居された翌月からの請求となります)

【主な加算の説明】

日常生活継続支援加算	要介護度の高い方や重度の認知症高齢者の方、たんの吸引が必要な方が一定割合以上入居しており、かつ介護福祉士が入居者に対して6:1以上配置している施設の加算です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善を実施している場合に算定する加算です。(所定単位数の17.6%)
看護体制加算Ⅰ 4単位/日	常勤の看護師を1名以上配置している施設の加算です。
看護体制加算Ⅱ 8単位/日	看護職員を基準以上配置しており、協力病院との24時間連携体制を確保している施設の加算です。
精神科医療養指導加算 5単位/日	精神科医師による月2回以上の療養指導が行なわれている体制加算です。
夜勤職員配置加算Ⅱ 18単位/日	夜勤帯16:00～翌8:00に介護職員または看護職員を基準以上に配置している施設の加算です。
科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位/月	入所者ごとの認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報(栄養状態や口腔機能など)を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり基本的情報などを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定できる加算です。 常勤専従の機能訓練指導員を配置し個別に計画を策定した際に算定します。
個別機能訓練加算Ⅰ 12単位/日	加算Ⅰに加えて、個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合算定できる加算です。
個別機能訓練加算Ⅱ 20単位/月	排せつに介護を要する方の排せつ助が軽減できると医師との連携を図った看護師が判断し、原因分析、計画書作成した上で支援を継続して実施した場合に算定する加算です。※少なくとも3ヶ月に1回見直す。
排せつ支援加算Ⅰ 10単位/月	加算Ⅰに加え、施設入所時と比較して排せつの状態の改善、又は、おむつ使用の改善がある場合算定できる加算です。
排せつ支援加算Ⅱ 15単位/月	
排せつ支援加算Ⅲ 20単位/月	加算Ⅰに加え、施設入所時と比較して排せつの状態の改善、かつ、おむつ使用の改善がある場合算定できる加算です。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位/月	褥瘡ケア計画書を作成し、実施し評価を行うこと。※3ヶ月に1回を限度とする。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ 13単位/月	加算(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、発生がない場合、算定できる加算です。※(Ⅰ)(Ⅱ)は併用不可
生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に示す方策を検討するための委員会を開催し、必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行い、かつ見守り機器等を1つ以上導入し、1年以内ごとに1回業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている場合に算定できる加算です。
生活機能向上連携加算Ⅱ 100単位/月	他機関と連携して身体機能の評価、機能訓練計画作成の実施している場合に算定できる加算です。
協力医療機関連携加算 50単位/月	協力医療機関との間で入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定できる加算です。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月	協力医療機関と一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め感染症発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合に算定できる加算です。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定できる加算です。
☆初期加算 30単位/1日	入居した日から起算して30日以内の期間が対象です。入院・外泊期間を除き加算します。 1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。
☆生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等から助言を受けた上で個別機能訓練計画を作成等している場合に算定できる加算です。※3ヶ月に1回を限度とする。
☆安全対策体制加算 20単位(入所時に1回)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備している場合に算定できる加算です。
☆経口維持加算Ⅰ 400単位/月	多職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画書を作成等している場合に算定できる加算です。
☆入院・外泊時の加算について 施設外泊時費用自己負担額	246単位/日 居住費 2,120円/日

◎入院・外泊時費用(施設外泊時費用)は、入院された翌日から6日間ご負担いただきます。
※8日目以降、外泊時費用は原則かかりませんが、月をまたぐ場合は最大で12日間ご負担いただきます。
※減免対象者の方は外泊時費用算定時は通常の負担限度額をご負担いただき、それ以外の期間は2,120円のご負担になります。

☆配置医師緊急時対応加算	夜間、深夜、早朝等緊急時に医療機関と連携して対応させていただいた際に算定する加算です。
☆退所時情報提供加算 250単位/回	医療機関へ退所する際、医療機関に対して入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定できる加算です。
☆退所時栄養情報連携加算 70単位/回	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師に判断退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に算定できる加算です。

※その他加算については、必要に応じ相談の上で算定させて頂く場合もあります。

☆看取り介護加算Ⅰ	看取りの体制をとった場合、死亡日に1,280単位、死亡日前日と前々日は680単位、死亡日4日前から30日前までは144単位、死亡日31日前から45日前までは72単位を加算します。
☆看取り介護加算Ⅱ	看取りの体制をとった場合、死亡日に1,580単位、死亡日前日と前々日は780単位、死亡日4日前から30日前までは144単位、死亡日31日前から45日前までは72単位を加算します。 ※複数名の配置医師を置いている事、若しくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応出来る体制を確保している等。

再入所時栄養連携加算 200単位/回	入居者が医療機関に入院し施設入所時とは大きく異なる栄養管理となり、当該医療機関での栄養食指導に同席し当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画書の原案を作成した場合、1回のみ加算します。
-----------------------	--

【その他の日常生活費】

電気料金(テレビ、電気ポット、冷蔵庫等)	20円(1日)～
理美容代	実費(カット1,000円、剃り500円)
新聞、趣味、クラブ等にかかる費用	実費(材料費等)
外出にかかる費用(交通手段等)	実費(送迎等にかかる費用)
「いきいき通販」等による買い物(おやつ、日用品等)	実費
福祉用具(靴等)	実費

【介護保険以外の自己負担】

☆事務管理費用及び通帳、小口現金等の金銭管理費として1日50円、ご負担していただきます。
☆家族会費として、1月500円ご負担していただきます。(家族会費は入居された翌月からの請求となります)

(介護予防) 短期入所生活介護 利用者重要事項説明書

社会福祉法人 東加茂福祉会
老人短期入所事業 巴の里

当施設で実施するサービスは介護保険の指定を受けております。
(介護予防) 短期入所生活介護 愛知県指定 第 2376200214 号

当施設は、全室個室ユニットケア方式を導入した特別養護老人ホーム併設型の老人短期入所事業所です。ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

【短期入所生活介護サービス】

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。

* 目 次 *

1	事業者
2	ご利用施設
3	運営の方針
4	規模及び構造
5	居室等の概要
6	職員の配置状況
7	提供するサービスと利用料金
8	短期入所サービス計画について
9	サービス提供における事業者の義務
10	施設利用上の留意事項について
11	損害賠償について
12	苦情の受付について
13	第三者評価に実施について
14	その他運営に関する重要事項
別紙. 1	サービス利用料金表
別紙. 2	滞在費及び食費について

1 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 東加茂福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 豊田市岩神町仲田 38 番地 5 |
| (3) 電話番号 | (0565) 61-2002 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 早川 富博 |
| (5) 設立年月日 | 平成 14 年 7 月 30 日 |

2 ご利用施設

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 施設種別 | (介護予防) 短期入所生活介護 |
| (2) 施設名称 | 老人短期入所事業 巴の里 |
| (3) 施設所在地 | 豊田市岩神町仲田 38 番地 5 |
| (4) 電話番号 | (0565) 61-2002 |
| (5) FAX 番号 | (0565) 62-2003 |
| (6) 施設長名 | 施設長 渡邊 守 |
| (7) 開設年月日 | 平成 16 年 4 月 1 日 |
| (8) 設置・経営主体 | 社会福祉法人 東加茂福祉会 |

3 運営の方針

個性性を重視し、その人らしさを大切にしたい、寄り添うケアを実践します。

(1) 介護サービスの向上

- ・より高度な介護技術の習得によって、利用者の人格に十分配慮した、確かな介護サービスの提供に努めます。
- ・身体拘束を排するとともに離床を促進し、併せて利用者職員との十分な意思疎通によって、快適な生活の場づくりに努めます。
- ・プライバシーの保護に万全を期し、利用者との信頼関係の確保に努めます。

(2) 利用者の安全と健康の確保

- ・居室は常に整理・整頓、危険箇所の排除に心掛け、利用者の危険防止と安全の確保に努めます。
- ・防災訓練を定期的実施し、非常時の避難体制の確立に努めます。
- ・事務所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- ・環境衛生に留意して疾病の予防と早期発見に努めるとともに、足助病院等提携医療機関との緊密な連携による万全な医療体制の確立に努めます。

(3) 地域社会の開かれた施設づくり

- ・地域に開かれた老人ホームを目指し、地域住民、関係機関等との積極的な交流を図ります。
- ・ボランティアをはじめ各種社会資源の積極的な活用を図ります。

(4) 福祉ニーズへの対応

- ・デイサービス等在宅介護事業にも積極的に取り組み、在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ・実習生の受け入れ、介護相談等による専門技術の還元に努めます。

(5) 職員の資質向上と効率的な施設運営

- ・各種教育機会の積極的な活用と計画的な研修の実施により、職員の育成と資質向上に努めます。
- ・当施設の現状を認識し、合理的な経費の執行による効率的なかつ円滑な運営に努めます。

4 規模及び構造

- (1) 入所定員 本体施設 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）80名
（介護予防）短期入所生活介護 併設利用型 16名
空床利用型 特別養護老人ホームの定員80名以内
- (2) 敷地面積 2,470平方メートル
- (3) 建物延面積 6,083平方メートル
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート造6階建 各階 2ユニット
1ユニット12室

5 居室等の概要

(1) 概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備考
全室個室	96室	基本13.2㎡・場所によりやや変更あり。 洗面台・クローゼット設置 短期入所生活介護16床含む。
食堂	8室	各ユニット1カ所
ラウンジ	5室	各階1カ所。 訪問された方々ともゆっくりお話いただけます。
浴室	5室	2階一般浴室・機械浴室・3・4・5階個浴槽
トイレ（洋式）	24所	各ユニット3ヶ所
介護ステーション	4室	各階1カ所
医務室	1室	1階

(2) 利用定員16人

- (3) 利用居室等 利用される居室は全て個室です。
居室の場所は心身の状況等に考慮し決定いたします。

(4) 居室の変更

居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、心身の状況により居室を変更する場合があります。

6 職員の配置状況等

職員体制（主たる職員）

- (1) 管理者1名
- (2) 生活相談員（特別養護老人ホーム巴の里生活相談員が兼務）
- (3) 機能訓練指導員（特別養護老人ホーム巴の里機能訓練指導員が兼務）
- (4) 看護職員1名以上
- (5) 介護職員5名以上
- (6) 管理栄養士（特別養護老人ホーム巴の里管理栄養士が兼務）
- (7) 事務職員1名以上
- (8) 医師（特別養護老人ホーム巴の里医師が兼任）
- (9) その他職員（必要に応じた数）

* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

* 職員は、併設の特別養護老人ホーム巴の里職員が兼任します。

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	月～金曜日 8：30 ～ 17：30
生活相談員	月～金曜日 8：30 ～ 17：30
看護職員	・日勤 8：30 ～ 17：30 ・遅出 9：30 ～ 18：30
介護職員	・早出 7：00 ～ 16：00 ・日勤 8：30 ～ 17：30 ・遅出 12：00 ～ 21：00 ・夜勤 21：00 ～ 翌7：00

7 提供するサービスと利用料金

当施設では以下の（１）および（２）のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を負担いただく場合（介護給付とならない場合）があります。

（１）介護保険の給付対象となるサービス（利用料金の一部が介護保険から給付される場合）

＜サービスの概要＞

① 基本的な生活環境の提供

居室及び共用設備を利用いただくとともに、心身の状況に応じたベッド及び寝具類並びに床頭台等の備品をご用意いたします。

② 食事の提供

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮したバラエティに富んだ食事を提供するとともに、必要に応じて食事を介助します。

利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

③ 入浴

入浴または清拭を週２回以上行い、それ以上の利用希望があれば可能な限り対応します。寝たきり等で座位のとれない方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

（入浴日）一般浴槽 毎日利用できるような環境にあります。

特殊浴槽 毎日利用できるような環境にあります

④ 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑤ 機能訓練

心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための機能訓練を生活の中に組み込み実施します。

⑥ 健康管理

医師や看護職員が健康管理に努めます。

緊急時には協力医療機関あるいは主治医等に責任を持って引き継ぎます。

⑦ その他自立への支援

個人の生活リズムを大切にし、その人らしさを大切にした、寄り添うケアを行います。
寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

個人としての尊厳に配慮し清潔で快適な生活が送れるよう、援助します。

シーツ交換は、週1回、寝具の消毒等は月1回行います。

⑧ 相談及び援助

利用者及びご家族等からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員 安藤 絵梨香

⑨ 社会生活上の便宜

毎日の生活を心豊かに有意義に過ごしていただくために、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、適宜レクリエーション行事を企画します。

また、ご利用者の希望や心身の状況を踏まえ外出の機会などを確保します。

- ・余暇活動
- ・レクリエーション行事

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（利用料金の全額を負担していただく場合）

<サービスの概要>

○ 居住費及び食事の負担

特定入所者介護サービス費が適用され、所得に応じた補足給付が受けられます。

① 特別な食事

ご希望に基づいて特別な食事を提供できるように便宜を図ります。

例：献立外の希望食・栄養補助食品等・菓子・飲み物

② 理髪

有料になりますが、理容師の出張による理容サービスがご利用いただけます。

(月1回)

③ 日常生活上必要となる諸費用・レクリエーション、クラブ活動実費

日用品等の提供あるいは使用等の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。また材料代等の実費を頂く場合があります。

<サービス利用料金>

(1) 別紙の料金表によってお支払い下さい。

(サービス利用料金は、利用者の要介護度等によって異なります。)

当施設の介護保険の給付対象となるサービス利用料金は、以下の厚生省基準の料金となっております。

- ・短期入所生活介護サービス「併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）」
- ・介護予防短期入所生活介護サービス「併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）」

（２）利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、１か月毎に計算し、ご請求いたしますので、請求月の２０日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。利用日数に基づいて計算した金額とします。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：あいち豊田農協 各支店
- ② 窓口での現金支払（平日の月曜日から金曜日までの８時３０分～１７時３０分）

（３）利用の中止、変更、追加

ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止、又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は速やかに事業者もしくはご担当の介護支援専門員に申し出下さい。利用を中止する場合、一部費用を負担いただく場合があります。

８ 短期入所生活介護サービス計画について

サービスの提供にあたり、短期入所生活介護サービス計画を作成し、ご利用者にご説明のうえ同意を頂きます。

短期入所生活介護サービス計画は、ご利用者の心身の状況やご希望に基づき、個別のサービス目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供内容を定めるものです。このサービス計画に基づき短期入所生活介護サービスを行います。

９ サービス提供における事業者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- （１）ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- （２）サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- （３）ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止を前提として、心身の状況に応じたサービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行います。
- （４）ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、看護師と連携し、ご利用者からの聴取、確認をします。
- （５）非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に防災訓練を行います。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- （６）提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後５年間保管するとともに、ご利用者またはそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、被写物を交付します。
- （７）サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由無く、第三者に漏らしません。

ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。

１０ 施設利用上の留意事項について

施設のご利用にあたっては、契約書 １２・１３ 条に記載された事項にご留意下さい。

１１ 損害賠償について

サービスの実施にあたって事業者の重大な過失責任によりご利用者またはご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

1 2 苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当 生活相談員 安藤 絵梨香
- 受付時間 8：30～17：30
- 担当者不在の場合 基本的事項についてはどの職員でも対応いたします。
また、苦情受付箱を玄関に設置しております。

(1) 行政機関その他苦情受付機関

- 豊田市介護保険課 豊田市西町3丁目60番地
電 話 0565-34-6634
FAX 0565-34-6034
8：30～17：15
- 愛知県国民健康保険団体連合会 名古屋市東区泉一丁目6-5
電 話 052-971-4165
FAX 052-962-8870
9：00～17：00

1 3 第三者評価の実施について

当施設では第三者評価は実施しておりません。

1 4 その他運営に関する重要事項

事業所は適切な指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<説 明 者> 老人短期入所事業巴の里
生活相談員 安藤 絵梨香

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期生活介護サービスの提供開始に同意しました。

<利 用 者> 住所

氏名

印

<署名代行者> 住所

氏名

印

別表

老人短期入所事業 巴の里 サービス利用料金(1割)

(令和8年6月1日現在)

サービス利用料金(1日あたりの自己負担額)											実費分		1日当 たりの利用 料 (単位: 円)
介護度	利用料 内訳 負担段	サ ー ビ ス 利 用 に 係 る 基 本 負 担 額	サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算 (Ⅰ)	サ ー ビ ス 提 供 体 制 (Ⅱ)	夜 勤 職 員 配 置 加 算	機 能 訓 練 体 制 加 算	生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算 (Ⅱ)	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 (Ⅰ・Ⅱ)	1 単 位 あ た り の 単 価	合 計 ①	滞 在 費	食 事 に 係 る 自 己 負 担 額	
併 設 型 ユ ニ ツ ト 型 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 費 (Ⅰ)	要支援1	1段階	529	22		12	10	99	10.83	728	880	300	¥1,908
		2段階	529	22		12	10	99	10.83	728	880	600	¥2,208
		3段階①	529	22		12	10	99	10.83	728	1,370	1,030	¥3,128
		3段階②	529	22		12	10	99	10.83	728	1,370	1,360	¥3,458
		4段階	529	22		12	10	99	10.83	728	2,120	1,480	¥4,328
	要支援2	1段階	656	22		12	10	121	10.83	890	880	300	¥2,070
		2段階	656	22		12	10	121	10.83	890	880	600	¥2,370
		3段階①	656	22		12	10	121	10.83	890	1,370	1,030	¥3,290
		3段階②	656	22		12	10	121	10.83	890	1,370	1,360	¥3,620
		4段階	656	22		12	10	121	10.83	890	2,120	1,480	¥4,490
併 設 型 ユ ニ ツ ト 型 短 期 入 所 生 活 介 護 費 (Ⅰ)	要介護1	1段階	704	22	18	12	10	133	10.83	974	880	300	¥2,154
		2段階	704	22	18	12	10	133	10.83	974	880	600	¥2,454
		3段階①	704	22	18	12	10	133	10.83	974	1,370	1,030	¥3,374
		3段階②	704	22	18	12	10	133	10.83	974	1,370	1,360	¥3,704
		4段階	704	22	18	12	10	133	10.83	974	2,120	1,480	¥4,574
	要介護2	1段階	772	22	18	12	10	145	10.83	1,061	880	300	¥2,241
		2段階	772	22	18	12	10	145	10.83	1,061	880	600	¥2,541
		3段階①	772	22	18	12	10	145	10.83	1,061	1,370	1,030	¥3,461
		3段階②	772	22	18	12	10	145	10.83	1,061	1,370	1,360	¥3,791
		4段階	772	22	18	12	10	145	10.83	1,061	2,120	1,480	¥4,661
	要介護3	1段階	847	22	18	12	10	158	10.83	1,156	880	300	¥2,336
		2段階	847	22	18	12	10	158	10.83	1,156	880	600	¥2,636
		3段階①	847	22	18	12	10	158	10.83	1,156	1,370	1,030	¥3,556
		3段階②	847	22	18	12	10	158	10.83	1,156	1,370	1,360	¥3,886
		4段階	847	22	18	12	10	158	10.83	1,156	2,120	1,480	¥4,756
	要介護4	1段階	918	22	18	12	10	171	10.83	1,247	880	300	¥2,427
		2段階	918	22	18	12	10	171	10.83	1,247	880	600	¥2,727
		3段階①	918	22	18	12	10	171	10.83	1,247	1,370	1,030	¥3,647
		3段階②	918	22	18	12	10	171	10.83	1,247	1,370	1,360	¥3,977
		4段階	918	22	18	12	10	171	10.83	1,247	2,120	1,480	¥4,847
	要介護5	1段階	987	22	18	12	10	183	10.83	1,335	880	300	¥2,515
		2段階	987	22	18	12	10	183	10.83	1,335	880	600	¥2,815
		3段階①	987	22	18	12	10	183	10.83	1,335	1,370	1,030	¥3,735
		3段階②	987	22	18	12	10	183	10.83	1,335	1,370	1,360	¥4,065
		4段階	987	22	18	12	10	183	10.83	1,335	2,120	1,480	¥4,935

※端数処理の関係で、実際の請求額と異なる場合があります。

別表

老人短期入所事業 巴の里 サービス利用料金(2.3割)

(令和8年6月1日現在)

サービス利用料金(1日あたりの自己負担額)										実費分			1日当たりの利用料 (単位:円)
介護度	利用料内訳	サービス利用に係る基本負担額	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ・Ⅱ)	1単位あたりの単価	合計①	滞在費	食事に係る自己負担額	
併設型ユニット型入所型生活介護費(Ⅰ)	介護保険負担割合2割												
	要支援1	4段階	529	22		12	10	99	10.83	1,456	2,120	1,480	¥5,056
	要支援2	4段階	656	22		12	10	121	10.83	1,779	2,120	1,480	¥5,379
	介護保険負担割合3割												
	要支援1	4段階	529	22		12	10	99	10.83	2,184	2,120	1,480	¥5,784
	要支援2	4段階	656	22		12	10	121	10.83	2,668	2,120	1,480	¥6,268
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	介護保険負担割合2割												
	要介護1	4段階	704	22	18	12	10	133	10.83	1,948	2,120	1,480	¥5,548
	要介護2	4段階	772	22	18	12	10	145	10.83	2,121	2,120	1,480	¥5,721
	要介護3	4段階	847	22	18	12	10	158	10.83	2,311	2,120	1,480	¥5,911
	要介護4	4段階	918	22	18	12	10	171	10.83	2,493	2,120	1,480	¥6,093
	要介護5	4段階	987	22	18	12	10	183	10.83	2,669	2,120	1,480	¥6,269
	介護保険負担割合3割												
	要介護1	4段階	704	22	18	12	10	133	10.83	2,921	2,120	1,480	¥6,521
	要介護2	4段階	772	22	18	12	10	145	10.83	3,181	2,120	1,480	¥6,781
	要介護3	4段階	847	22	18	12	10	158	10.83	3,467	2,120	1,480	¥7,067
	要介護4	4段階	918	22	18	12	10	171	10.83	3,740	2,120	1,480	¥7,340
	要介護5	4段階	987	22	18	12	10	183	10.83	4,003	2,120	1,480	¥7,603

※端数処理の関係で、実際の請求額と異なる場合があります。

補足給付

全額自己負担となる食費と居住費を、利用者の所得に応じて市町村が一部負担する制度です。

所得要件および資産要件	区分
●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者 等	第1段階
●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が80万円/年以下の人 ●預貯金単身650万円、夫婦1,650万円以下 等	第2段階
●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が80万円超120万円以下の人 ●預貯金単身550万円、夫婦1,550万円以下 等	第3段階①
●本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と年金(※)収入額の合計が120万円超の人 ●預貯金単身500万円、夫婦1,500万円以下 等	第3段階②
上記以外の方	第4段階

※年金収入額については非課税年金(障害年金・遺族年金)を含めた収入額になります。

別途必要に応じて頂く加算

- 送迎加算
- 個別機能訓練加算
- 医療連携強化加算(予防はなし)
- 緊急短期入所受入加算(予防はなし)
- 夜勤職員配置加算(Ⅳ)
- 口腔連携強化加算